

## 令和7年 第6回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年6月26日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 颯娃保健センター

### 3. 出席委員(16人)

|        |      |        |      |        |
|--------|------|--------|------|--------|
| 会 長    | 1 番  | 本木下 裕一 |      |        |
| 会長職務代理 | 2 番  | 大隣 初美  |      |        |
| 委 員    | 3 番  | 月野 貴大  | 5 番  | 東垂水 勝秀 |
|        | 6 番  | 松永 克生  | 7 番  | 高江 京子  |
|        | 9 番  | 福元 幸志  | 10 番 | 松藺 勝郎  |
|        | 11 番 | 下之門 信洋 | 12 番 | 山下 信一郎 |
|        | 13 番 | 大坪 幸博  | 14 番 | 桑代 純一  |
|        | 15 番 | 栢川 明子  | 16 番 | 松村 孝徳  |
|        | 17 番 | 池田 慎   | 18 番 | 梶山 俊孝  |

### 4. 欠席委員(3人)

4 番 吉崎 久男      8 番 永山 明美      19 番 宮原 俊郎

### 5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1      会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2      会期決定の件
- 日 程 第 3      議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4      農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5      議案第 36 号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日 程 第 6      議案第 37 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7      議案第 38 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8      議案第 39 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 9      議案第 40 号 非農地証明願について
- 日 程 第 10      議案第 41 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)の承認について
- 日 程 第 11      その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊  
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明  
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、東垂水委員になりますのでよろしくお願い  
いたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。吉崎委員，永山委員，宮原委員から一身  
上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で，会議の定足数に達しております。

これより令和 7 年第 6 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，別添 1 の主要行事経過及び予定を  
ご覧いただきたいと思ひます。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はござい  
ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のう  
え，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，15 番栢川委員，  
16 番松村委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は，本日 6 月 26 日の 1 日間で御異議ござい  
ませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

- 議 長 資料2の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。
- 農地係長 説明致します。3からでございます。
- 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案1件についてです。本件は、農地法第3条許可（H19.6月）による使用貸借契約の解約になります。
- 貸人は額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は額娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。解約の理由は、耕作者変更によるものです。
- 続きまして、4です。農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が50件ございました。
- 貸人は愛知県〇〇市の〇〇〇〇さん、借人は額娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
- 貸人主導によるもの3件、借人主導によるもの47件です。地目の内訳は、田10筆5,463㎡、畑83筆125,512㎡、山林等（現況畑）5筆6,578㎡の合計98筆137,553㎡で額娃地域26件、知覧地域12件、川辺地域12件です。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。
- 議 長 続きまして、資料8の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
- 農政係長 説明致します。資料は9からになります。
- 今回は、新規認定2件、再認定12件です。新規認定の内訳としましては、額娃地域1件、知覧地域1件で、営農類型としましては、露地野菜の専業と茶の専業であります。
- 再認定の内訳としましては、額娃地域6件、知覧地域2件、川辺地域4件で、営農類型としましては、茶専業5件、露地野菜の複合経営4件、畜産専業及び兼業が3件であります。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問なしと認めます。
- 只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。
- 議 長 次に、資料14の日程第5 議案第36号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

18 番委員

現地調査員の報告をお願いいたします。梶山委員お願いします。

報告致します。

15 分の審議番号 1 番です。関連資料は 16 分から 20 分になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部の畑 3,957 m<sup>2</sup>のうち 913 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営む〇〇の代表です。申請地周辺に農地を保有し耕作しており、申請地に〇〇を整備することから農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は宅地に、東側、西側は市道に、南側は畑に接しています。0.2m程度の盛土を行いますが、隣接地とはコンクリートブロックを設置するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番用途区分変更については、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

ここで、資料 19 分を御確認ください。〇〇を建設する場所は、後で出てくる 5 条申請で説明するところですが、〇〇〇番の一部、〇〇〇番の一部の 2 筆にまたがって〇〇を建設しますが、〇〇〇番の一部については第 1 種農地であるため、用途区分変更の必要はありません。本件は農用地区域内農地である〇〇〇番の一部についてのみ、農業用施設用地への用途区分変更の申出があったところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員  
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 36 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員  
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、資料 21 頁の日程第 6 議案第 37 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

農 地 係 事務局に提案説明を求めます。

それでは、説明いたします。

22 頁～26 頁の 3 条所有権移転 8 件でございます。

譲渡人は福岡県〇〇市の〇〇〇〇さんで、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田が 1 筆 529 m<sup>2</sup>、畑が 11 筆 10,211 m<sup>2</sup>合計 12 筆 10,740 m<sup>2</sup>です。申請理由につきましては、規模拡大 4 件、相手方の要望 1 件、自作地相互の交換 2 件、農業開始 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が 109 千円から 941 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、496 千円でございます。

地域別では、潁娃地域 5 件、知覧地域 2 件、川辺地域 1 件です。

ここで、議案資料の変更について説明致します。

5 月総会では、「調査書」は掲載せず、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、口頭で説明しておりましたが、今月より表にて要件を満たしていることが確認できるよう 24 頁のとおり掲載いたしました。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今、説明のありました案件について審議をお願いします。

委 員 質問、御意見はございませんか。

議 長 「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 37 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料 27 頁の日程第 7 議案第 38 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。池田委員をお願いします。

17 番委員 報告いたします。

28 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 29 頁から 33 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、同じく潁娃町〇〇

の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 201 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。申請人は市内で〇〇を営む〇〇であり、申請地北側隣接地で耕作するにあたり、申請地は里道に接してはいますが、市道に接していないため、〇〇等の通行が困難なため申請地を整備し、農業用トラック等の駐車場及び通路として利用するものです。

申請地の北側、西側は里道に、南側は市道に、東側は宅地に接しています。現状のまま利用しますが、西側里道とはコンクリートブロックを設置するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。日照・通風等については、駐車場、通路として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
18 番委員

次に、梶山委員お願いします。

報告いたします。

28 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 34 頁から 38 頁になります。

貸し人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。借り人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部他 1 筆の畑 5,664 m<sup>2</sup>のうち計 2,096 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

転用許可申請については、第一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、審議番号 2 番の農地区分としては、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部については、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、第 1 種農地の不許可の例外

である『農業用施設等』に区分されます。

知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部については、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

また、第1種農地及び農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第38号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第38号については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長 次に、資料39の日程第8 議案第39号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係 資料は40からになります。

今回の契約開始は令和7年9月1日開始分となっています。

利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田14筆18,006㎡、畑209筆330,387㎡の合計223筆348,393㎡で穎娃地域133件、知覧地域62件、川辺地域28件となっております。

令和6年度をもって、基盤法による新たな農地の貸し借りが終了となり、この農地バンクによる貸し借りに1本化されました。なお、今回の9月1日開始分223筆のうち、内訳とし、新規分が41筆、前回は基盤法での貸し借りだった分が167筆、前回は農地バンクでの貸し借りだった分が15筆として、備考及び50に表示してあります。

以上、全ての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が 60 番から 65 番、〇〇委員が 108 番、〇〇委員が 221 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

委員 質問、御意見はございませんか。

議 長 「異議なし」の声あり

委員 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議 長 議案第 39 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

委員 よって、議案第 39 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

委員 関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

議 長 御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 それでは、関係委員の退室を求めます。

委員 (退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

委員 議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

委員 よって、議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

委員 (入 室)

議 長 関係委員に報告いたします。

委員 議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、資料 51 頁の日程第 9 議案第 40 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。月野委員お願いします。

3 番委員 報告いたします。



52 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 54 ㊦から 56 ㊦になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 619 m<sup>2</sup>で〇〇近くに位置します。

申請地は、申請人の父が昭和〇〇年頃までは耕作していましたが、その後、高齢により耕作できなくなり、杉を植林し、現在は杉が繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、52 ㊦の審議番号 2 番です。関連資料は 57 ㊦から 59 ㊦になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 386 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請地は、申請人の父が昭和〇〇年頃までは耕作していましたが、その後、高齢により耕作できなくなり、杉を植林し、現在は杉が繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、52 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 60 ㊦から 62 ㊦になります。

申請人は、宮崎県〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 853 m<sup>2</sup>で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人が昭和〇〇年ごろまでは野菜を耕作していましたが、転勤で県外生活が多くなり、農地として管理できずに、現在は杉が繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、53 ㊦の審議番号 4 番です。関連資料は 63 ㊦から 66 ㊦になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 633 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請地は、農地として管理できずに平成〇〇年ごろにクヌギを植林したもので、現在はクヌギが繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
11 番委員

次に、下之門委員お願いします。

報告いたします。53 ㊦の審議番号 5 番です。関連資料は 67 ㊦から 69 ㊦になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 688 m<sup>2</sup>で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人の祖父が昭和〇〇年ごろまでは芋等を耕作していましたが、その後高齢になり農地として管理できずに、杉を植林し現在は杉が

繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、53 頁の審議番号 6 番です。関連資料は 70 頁から 72 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 279 m<sup>2</sup>で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人の父が相続により取得した時点で、耕作されずに荒地地となっていました。その後、父により杉が植林されました。現在は杉が繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員  
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 40 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員  
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 40 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長

次に、資料 73 頁 日程第 10 議案第 41 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の承認について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長

資料は、74 頁からになります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

年度ごと最適化活動の目標等を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第 37 条の規定によりそ

の結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

令和6年度の点検・評価については、74ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」、75ページから「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の最適化活動の成果目標として(1)農地の集積、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進、77ページ中段から最適化活動の活動目標として(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)活動強化月間の設定、(3)新規参入の相談会への参加の項目に対して農業委員会全体としての目標達成状況及び推進委員等の点検・評価結果になっています。

これらについては、遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など、目標に向かって委員の皆様積極的に活動頂いております。評価につきましては、目標を達成していない項目もございますが、少しでも目標に近づけるよう引き続き粘り強く活動を展開することが重要であります。

79ページからは、「事務に関する点検」など、4項目ありますのでお目通しをお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第41号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 次に、日程第11「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり  
議長 穎娃地区〇〇の〇〇〇の遊休農地解消の進捗状況について説明  
事務局は何かありませんか。

事務局長 今後の日程について連絡  
農政係長 別添資料の農業者年金の現況届未提出者へ声掛けをお願いします。

議長 その他にありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第6回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時50分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 15 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 16 番 \_\_\_\_\_